**独占交渉権に関する合意書**

XXX株式会社（以下「甲」という。）及びYYY株式会社（以下「乙」という。）は、甲が有する株式全部を乙又は乙の指定する者に譲渡する件（以下「本件譲渡」という。）に関し、以下のとおり合意したので本書を作成する。

1. （独占交渉権の付与）
2. 甲は、●年●月●日まで（以下「本件期間」という。）、本件譲渡に関して乙が検討することを承認する。
3. 甲は、本件期間内は乙以外の法人又は個人との間で本件譲渡類似の行為を含めて、甲の経営権の移転に関する交渉を一切行わず、第三者を通じて行うこともしない。
4. （調査の実施及び協力）

　甲は、本件譲渡を遂行してよいか否かの判断をするため、本合意書の締結後２ヶ月以内において、乙及びその選任する弁護士、公認会計士並びにその他のアドバイザー等が、甲に関する以下の各号に規定する事項を調査（以下「本件調査」という。）することについて予め承諾するものとし、甲は、乙による本件調査の実施が可能となるよう必要な協力をする。

1. 会計処理、財務内容、将来の収益見通し等
2. 経営管理、営業活動、技術開発力、設備の保全・稼働状況等
3. 第三者との重要な契約関係、株式の帰属、不動産の利用・権利状況、労務関係、知財・著作権関係、係争事件の有無、汚染等の環境リスク等
4. （最終契約）

　甲及び乙は、本書に基づき提供された資料を検討し協議を進め、本件譲渡に関する条件につき合意した場合には、具体的内容を定めた最終契約（事前に基本合意書を締結することも含む）を締結するものとする。

1. （費用負担）

　本合意書に定める事項を実施するために要する費用はそれぞれ各自の負担とする。

1. （秘密保持）
2. 甲及び乙は、本契約の遂行により知り得た相手方の技術上又は営業上その他業務上の一切の情報を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならず、本契約の遂行のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならないものとする。ただし、情報を受領した者は、自己又は関係会社の役職員若しくは弁護士、会計士又は税理士等法律に基づき守秘義務を負う者に対して秘密情報を開示することが必要であると合理的に判断される場合には、同様の義務を負わせることを条件に、情報を受領した者の責任において必要最小限の範囲に限って秘密情報をそれらの者に対し開示することができる。
3. 前項の規定は、次のいずれかに該当する情報については、適用しない。

（１）開示を受けた際、既に自己が保有していた情報

（２）開示を受けた際、既に公知となっている情報

（３）開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報

（４）正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報

（５）相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得した情報

1. 本条の規定は、本契約終了後も●年間、引き続き効力を有する。
2. （反社会的勢力の排除）

１　甲及び乙は、それぞれ相手方に対して、次の各号について表明し保証する。

1. 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと
2. 反社会的勢力と次の関係を有していないこと
3. 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係
4. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係
5. 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、相談役、会長その他、名称のいかんを問わず、経営に実質的に関与している者をいう。）が反社会的勢力ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
6. 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものではないこと
7. 自ら又は第三者を利用して本契約に関して次の行為をしないこと
8. 暴力的な要求行為
9. 法的な責任を超えた不当な要求行為
10. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
11. 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
12. その他前各号に準ずる行為

２　本条により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対して一切の請求を行わない。

1. （準拠法及び裁判管轄）
2. 本契約の準拠法は日本法とする。
3. 本契約に関する紛争等について協議により解決することができない場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。
4. （協議条項）

　本合意書に記載のない事項又は本合意書の内容に疑義が生じた場合の取り扱いについて、甲及び乙は、誠実に協議し、その解決を図るものとする。

本合意の成立を証するため本合意書を２通作成し、甲乙各記名押印の上、各１通を保有する。

●年●月●日

 所在地 ○○○○

甲 会社名 XXX株式会社

 代表者氏名 ●●●●

 所在地 ○○○○

乙 会社名 YYY株式会社

 代表者氏名 ●●●●